

地方競馬全国協会 会報

第 257 号 平成 16 年 9 月

目 次

公示・入所試験関係

第 8 5 期騎手候補生の募集

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調

畜産振興関係

交付決定・確定

平成 1 6 年度畜産振興補助事業費補助金の
交付決定について

できごと

平成 1 6 年 8 月

第 85 期騎手候補生の募集

第 85 期騎手候補生を下記のとおり募集する。

平成 16 年 10 月 1 日

地方競馬全国協会 会長 山 田 榮 司

記

1 募集人員

15 名以内

2 試験を行う場所及び日時

(1) 試験場

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター(以下「当協会教養センター」という。)

(〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木^{にわとこ}443)

(2) 日時

平成 17 年 1 月 12 日(水)・1 月 13 日(木)の 1 泊 2 日、初日は、午前 10 時開始。

(備考)上記の日時については、都合により変更することがある。また、受験者の宿泊場所及び食事(4 回)は、協会が用意する。

3 受験者の資格

(1) 年齢等

平成 17 年 3 月中学校卒業見込みの者及び中学校卒業以上の学歴を有する者で平成 17 年 4 月 1 日現在 15 歳以上 20 歳以下(昭和 59 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)であること。

(2) 身体

身長

平成 17 年 4 月 1 日現在 16 歳以下の者については、原則として 163.0 センチメートル以下、17 歳以上 20 歳以下の者については、原則として 165.0 センチメートル以下であること。

体重

16 歳以下の者については 44.0 キログラム以下、17 歳以上の者については 45.0 キログラム以下であること。

視力

両方の眼とも裸眼（メガネ、コンタクト等を用いない）で 0.6 以上であること。

色別力

全色盲又は全色弱でないこと。

聴力

両方の耳とも強度の難聴でないこと。

(4) 乗馬経験

問わない。

(5) その他

成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当しないこと。

受験申請書提出時において、申請書をもとに申請者の受験資格について審査を行い、申請者が受験資格を満たしていない場合は、申請を受け付けない。

4 受験申請の手続き

(1) 受験申請に必要な書類等

受験申請書

履歴書

住民票記載事項証明書（世帯全体のもの。提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。）

念書（成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当していない旨を記載して記名押印し、又は署名したもの）

親権者又は後見人の同意書

最終学校の学業成績証明書（封印したのものに限る。学校の都合により交付が受けられない場合は、学校長がその旨を証明した書類を提出すること。ただし、過去に受験した者で、最終学校卒業後に作成された学業成績証明書を提出した者については、提出は必要ない。）

健康診断書（提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。できる限り公立の病院、大学の附属病院又は総合病院で受診すること。）

写真 3 葉（端正な服装をした縦正面上半身脱帽のライカ版（縦 36 ミリメートル、横 24 ミリメートル）の写真で、提出前 3 か月以内に撮影したもの。裏面に氏名を記載すること。）

受験者の住所氏名を明記した官製はがき

(備考)

- 1 上記の から までの書類については、当協会所定の用紙を使用するものとし、用紙は当協会教養センター又は別記の駐在員に申し出て受け取ること。なお、郵送を希望する場合は、140円分の切手を同封して当協会教養センターに請求すること。
- 2 主催者からきゅう務員の認定を受けている者については、及び の書類の提出は必要ない。
- 3 上記の の書類については、申請者が外国人の場合には、これに代えて外国人登録済証明書を提出することになるので、当協会教養センターに問い合わせること。
- 4 提出された応募書類は、一切返還しない。

(2) 受験申請書等の受付期間及び提出先

受験申請書等は、平成16年11月8日(月)から同年12月3日(金)までの間に当協会教養センター(〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木 443)に直接郵送するか、又は別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

5 試験科目

(1) 身体

身長及び体重の測定並びに視力、色別力及び聴力の検査

(2) 学力

一般教養(国語、数学及び社会等)についての筆記試験(中学校卒業程度)

(3) 運動機能検査

以下の12種目による運動能力の検査

〔平衡性〕閉眼片足立ち

〔敏捷性〕サイドステップ、ジャンプステップテスト、シャトルラン

〔瞬発力〕垂直跳び

〔筋持久力〕上体起こし、懸垂

〔心肺持久力〕1500メートル持久走

〔筋力〕握力、背筋力

〔柔軟性〕上体そらし、立位体前屈

(4) 人物(面接等)

口頭試問等による騎手としての適性審査

6 受験時の注意

- (1)試験場には、指定する時刻までに必ず集合すること。
- (2)筆記用具、運動のできる服（上・下）及び運動靴並びに宿泊に必要な衣類、洗面用具等を持参すること。
- (3)試験当日体重測定を実施するが、受験資格体重を超えた者は受験することができない。

7 合格基準

当協会騎手候補生入所試験合否判定基準に基づき判定し、15名以内を合格者とする。

8 試験結果の通知

試験の結果は平成17年2月中旬、協会から受験者に通知する。

9 入所の許可

協会は、試験に合格した者に対し当協会教養センターへの入所を許可する。

この場合、入所を許可された者は直ちに下記の書類を同センターに直接郵送するか、又は別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

- (1)戸籍謄本
- (2)成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書並びに本籍地の市区町村長が発行する身分証明書。

(注)いずれも提出日前3か月以内に作成されたものに限る。ただし、入所を許可された日において20歳に達していない者(婚姻している者を除く。)及び主催者からきゅう務員の認定を受けている者については(2)の書類の提出は必要ない。

10 入所許可の取り消し

- (1)協会は、入所を許可した者で入所の日を受験資格体重から2kgを超過した者は、入所の許可を取り消す。
- (2)協会は、入所を許可した日から入所日までの間に、騎手候補生として相応しくないと判断した場合は、入所の許可を取り消す。

11 養成期間

原則として平成17年4月から平成19年3月までの2年間

12 養成場所

当協会教養センターにおいて全寮制で行う。ただし、6か月間の実習は、所属予定調教師のもと各競馬場等で行う。

13 入所中に必要な経費

(1)学費（2年間分）

入 学 金	授 業 料	合 計
56,000 円	594,000 円	650,000 円

* 入学金については一括納入、授業料については、原則として学期毎の納入。ただし、候補生の保護者の家庭状況により、協会が別に定める規程に従い、猶予(修了後に後払い)又は免除することがある。

(2)その他の経費（2年間分）

食 材 費	被 服 費 等	合 計
約 670,000 円	約 77,000 円	約 747,000 円

* 協会は、在所中の食事にかかる材料費の負担について、騎手候補生の保護者が生活保護を受けている等の理由により負担が困難である者については、「食事に要する費用負担に関する実施要領」の定めるところにより、その徴収を猶予又は免除することがある。

* 協会は、訓練に必要な装具(乗馬ズボン、乗馬靴、保護具等)、教材、防寒着等の経費を負担するが、被服類(運動着及び上履き等)の一部については本人負担とする。

なお、この他、通信費、日用雑貨購入費、嗜好品代等日常生活における経費についても本人負担とする。

14 養成期間中の待遇等

(1)騎手候補生が訓練に起因する事故等により傷病にかかったとき又は死亡した場合には、「地方競馬全国協会講習生災害補償給付規程」の定めるところにより災害補償給付を行う。

(2)入所中の第4学期に、当協会教養センターにおいて騎手免許試験を受験することができる。

15 就業予定競馬場の決定

当協会教養センター入所までに就業予定競馬場が決定していることが望ましいが、入所時点で就業予定競馬場が決定していない者は、競馬場実習の開始時までに就業予定競馬場を決定しなければならない。

この場合において、当協会教養センターは必要に応じ本人等の希望を聴取したうえ、主催者等に対し紹介を行う。

16 受験中の事故の取扱い

受験中に生じた傷害等の事故については、協会はその責を負わない。

(* 希望者は、試験期間中簡易傷害保険に受験者負担[500 円]で加入することができる。)

17 その他

(1)入所内定者を対象に合宿形式での体験入所を次の要領で実施します。

実施場所 平成 17 年 3 月下旬

場 所 地方競馬教養センター

体験内容 刈インテ-ション、寮生活、乗馬、馬手入れ、きゅう舎作業等

なお、体験入所時にも体重測定を実施しますが、当日の体重が受験資格体重から 2 キロを超過した者は、入所の許可を取り消す。

(2)以上の事項につき不明な点があれば、当協会教養センター又は別記の駐在員に問い合わせること。

別記

駐在員名簿

担当地区	氏名	連絡場所		電話
北海道	杉野 繁治	酪農センター	〒060-0003 札幌市中央区北三条西 7-1 (第1水産ビル6F)	(011)261-7689
岩手県	坂東 義和	岩手競馬組合事務局	〒020-0803 岩手県盛岡市新庄字八木田 10	(019) 651-2999
栃木県	太田 敬三	栃木県総務部公営競技課	〒321-0152 宇都宮市西川田 1573	(028) 658-0031
群馬県	大井田 廣	群馬県競馬組合 境町トレーニングセンター	〒370-0102 群馬県佐波郡境町上湊名 739	(0270) 76-4321
埼玉県		埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所	〒336-0977 さいたま市緑区上野田 696	(048) 878-2473
千葉県	福田 征二	千葉県競馬組合事務局	〒273-0013 船橋市若松 1-2-1	(047) 431-2156
東京都	西湖 隆	特別区競馬組合厩舎管理係	〒140-0012 品川区勝島 2-1-2	(03)3763-2167
神奈川県	長谷川 昂史	神奈川県川崎競馬組合 小向駐在事務所	〒212-0002 川崎市幸区小向仲野町 15-4	(044) 511-8449
石川県	盛田 豊一	石川県競馬事業局	〒920-3105 金沢市八田町西 1	(076) 258-5761
岐阜県		岐阜県地方競馬組合事務局	〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町 12	(058) 387-3601
愛知県	加藤 博	愛知県競馬組合事務局	〒455-0069 名古屋市港区泰明町 1-1	(052) 661-9980
兵庫県	山本 龍二	兵庫県競馬組合 (園田競馬場)	〒661-0951 尼崎市田能 2-1-1	(06) 6491-0667
広島県	八木 隆	福山市競馬事務局	〒720-0823 福山市千代田町 1-1-1	(0849) 53-0828
高知県	初見 雄一	高知県競馬組合事務局	〒781-0271 高知市長浜宮田 2000	(088) 841-5123
佐賀県	坂井 和美	佐賀県競馬組合事務局	〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷 3256-228	(0942) 83-4538
熊本県	小谷 敏彦	荒尾競馬組合事務局	〒864-0003 荒尾市宮内出目 72	(0968) 62-4133

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター (電話 0287-36-5511)

〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木^{にわとこ}443

馬主および馬の登録数調べ

平成16年8月分 登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	1	1	5	10			2
馬	346	255	0		222	5	13

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	174	10	184	0	184
3歳	114	1	115	0	115
4歳	25	0	25	0	25
5歳	12	0	12	0	12
6歳以上	10	0	10	0	10
計	335	11	346	0	346

ただし、登録事項の変更及び抹消については8月中に事務処理済みの件数である。

平成16年度畜産振興補助事業費補助金の交付決定について

平成16年度畜産振興補助事業の選定に関して、平成16年8月30日付けで農林水産大臣承認(第2回)を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定(第2回)を行った。

事業区分ごとの総括表

事業区分	件数	交付決定額(千円)
馬の改良増殖推進事業	25	46,733
畜産経営技術指導事業	23	13,261
畜産経営合理化事業	36	119,238
家畜畜産物等流通合理化事業	0	0
その他畜産振興事業	35	32,370
合計	119	211,602

団体別・事業別一覧表

平成 16 年度畜産振興補助事業交付決定状況(平成 16 年度第 2 回)

都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
中央団体	-(5)その他 馬資源の有効活用推進	全国公営競馬馬主連合会	10,000
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	新函館農業協同組合	3,668
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	道央農業協同組合	1,400
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	三石町農業協同組合	622
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	小清水町農業協同組合	622
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	いわみざわ農業協同組合	822
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	新砂川農業協同組合	622
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	風連農業協同組合	822
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	オホーツクはまなす農業協同組合	1,045
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	足寄町農業協同組合	622
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	芽室町農業協同組合	1,000
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	浦幌町農業協同組合	422
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	陸別町農業協同組合	1,022
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	浜中町農業協同組合	4,568
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	標茶町農業協同組合	3,068
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	阿寒農業協同組合	2,768
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	摩周湖農業協同組合	2,168
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	白糠町農業協同組合	2,668
北海道	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	音別町農業協同組合	422
北海道	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 北海道酪農畜産協会	1,411
北海道	-1-(1)- 連携強化型	社団法人 北海道酪農畜産協会	5,140
北海道	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 北海道酪農畜産協会	32,830
北海道	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 北海道酪農畜産協会	1,211
北海道	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 北海道酪農畜産協会	2,000
青森県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 青森県畜産協会	940

都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
青森県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 青森県畜産協会	7,077
青森県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 青森県畜産協会	1,500
岩手県	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	盛岡畜産農業協同組合	1,548
岩手県	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	いわて奥中山農業協同組合	622
岩手県	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	遠野地方農業協同組合	622
岩手県	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	新岩手農業協同組合	522
岩手県	-1-(1)- 連携強化型	社団法人 岩手県畜産協会	2,766
岩手県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 岩手県畜産協会	6,700
岩手県	-2-(1)- 連携強化型	社団法人 岩手県畜産協会	6,907
岩手県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 岩手県畜産協会	10,521
宮城県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 宮城県畜産協会	300
宮城県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 宮城県畜産協会	502
宮城県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 宮城県畜産協会	1,328
宮城県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 宮城県畜産協会	800
秋田県	-2-(1)- 連携強化型	社団法人 秋田県農業公社	1,005
秋田県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 秋田県農業公社	1,599
山形県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 山形県畜産協会	1,685
福島県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 福島県畜産振興協会	1,000
茨城県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 茨城県畜産協会	300
栃木県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 栃木県畜産協会	2,270
栃木県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 栃木県畜産協会	1,460
群馬県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 群馬県畜産協会	1,401
群馬県	-(2)その他 畜産体験・交流推進	社団法人 群馬県畜産協会	575
埼玉県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 埼玉県畜産会	516
埼玉県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 埼玉県畜産会	1,284
千葉県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 千葉県畜産協会	373
千葉県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 千葉県畜産協会	1,427

都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
神奈川県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 神奈川県畜産会	1,000
新潟県	-2-(1)- 連携強化型	社団法人 新潟県畜産協会	800
新潟県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 新潟県畜産協会	1,000
富山県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 富山県畜産振興協会	400
富山県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 富山県畜産振興協会	467
富山県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 富山県畜産振興協会	400
石川県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 石川県畜産協会	350
石川県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 石川県畜産協会	1,755
山梨県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 山梨県畜産協会	420
山梨県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 山梨県畜産協会	800
山梨県	-(2)その他 畜産体験・交流推進	社団法人 山梨県畜産協会	780
長野県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 長野県畜産会	440
岐阜県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 岐阜県畜産協会	604
岐阜県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 岐阜県畜産協会	1,945
岐阜県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 岐阜県畜産協会	1,185
岐阜県	-(1)みつ源増殖	社団法人 岐阜県畜産協会	1,002
岐阜県	-(2)その他 畜産体験・交流推進	社団法人 岐阜県畜産協会	563
静岡県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 静岡県畜産協会	800
静岡県	-(1)みつ源増殖	社団法人 静岡県畜産協会	200
愛知県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 愛知県畜産協会	770
愛知県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 愛知県畜産協会	230
愛知県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 愛知県畜産協会	800
滋賀県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 滋賀県畜産振興協会	530
京都府	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 京都府畜産振興協会	666
京都府	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 京都府畜産振興協会	1,000
大阪府	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 大阪府畜産会	1,390
兵庫県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 兵庫県畜産会	827

都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
兵庫県	-(1)みつ源増殖	社団法人 兵庫県畜産会	368
奈良県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 奈良県畜産会	405
奈良県	-(1)みつ源増殖	社団法人 奈良県畜産会	586
奈良県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 奈良県畜産会	800
奈良県	-(2)その他 畜産体験・交流推進	社団法人 奈良県畜産会	750
和歌山県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 畜産協会わかやま	1,800
鳥取県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 鳥取県畜産推進機構	300
鳥取県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 鳥取県畜産推進機構	1,462
島根県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 島根県畜産振興協会	1,520
岡山県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 岡山県畜産協会	485
岡山県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 岡山県畜産協会	2,042
岡山県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 岡山県畜産協会	474
岡山県	-(1)みつ源増殖	社団法人 岡山県畜産協会	617
岡山県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 岡山県畜産協会	1,014
広島県	-(2)その他 畜産体験・交流推進	社団法人 広島県畜産協会	369
山口県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 山口県畜産振興協会	240
山口県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 山口県畜産振興協会	573
山口県	-(2)その他 畜産体験・交流推進	社団法人 山口県畜産振興協会	221
徳島県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 徳島県畜産協会	865
香川県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 香川県畜産協会	600
香川県	-(1)みつ源増殖	社団法人 香川県畜産協会	164
香川県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 香川県畜産協会	1,001
愛媛県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 愛媛県畜産会	380
愛媛県	-1-(1)- 連携強化型	社団法人 愛媛県畜産協会	650
愛媛県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 愛媛県畜産協会	970
高知県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 高知県畜産会	288
高知県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 高知県畜産会	1,511

都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
福岡県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 福岡県畜産協会	300
長崎県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 長崎県畜産協会	300
熊本県	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	熊本県畜産農業協同組合	2,668
熊本県	-1-(1)- 単独強化型	社団法人 熊本県畜産協会	4,417
熊本県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 熊本県畜産協会	12,450
熊本県	-(1)みつ源増殖	社団法人 熊本県畜産協会	873
大分県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 大分県畜産協会	450
大分県	-2-(1)- 連携強化型	社団法人 大分県畜産協会	268
大分県	-2-(1)- 単独強化型	社団法人 大分県畜産協会	4,604
宮崎県	-(3)農用種雌馬の改良増殖推進	都城農業協同組合	2,400
宮崎県	-(2)その他 地域畜産活性化対策	社団法人 宮崎県畜産会	1,736
鹿児島県	-(2)畜産技術等の普及奨励	社団法人 鹿児島県畜産協会	429
鹿児島県	-(1)みつ源増殖	社団法人 鹿児島県畜産協会	635
	119 事業		211,602

(注) 補助事業名の一部は、以下により略記した。

馬の改良増殖推進事業	
畜産経営技術指導事業	
畜産経営合理化事業	
1 酪農生産対策	1
(1) 公共牧場活性化対策	1 (1)
2 肉用牛生産対策	2
(1) 公共牧場活性化対策	2 (1)
3 中小家畜の生産対策	3
4 草地・飼料の有効利用推進	...	4
5 家畜の飼養環境改善	5
6 家畜衛生推進	6
家畜畜産物等流通合理化事業	...	
その他畜産振興事業	

できごと

平成16年8月

8月 2日

創立記念式典・永年勤続者表彰